

院内掲示について

・地域包括診療加算

当院では、健康相談や（健康診断の結果に関する相談、健康管理相談、予防接種の相談）介護保険に関する相談に対応いたします。

患者様の状態に応じ、28日以上の長期投薬を行う体制をとっています。

・機能強化加算

当院では、地域におけるかかりつけ医療機関として患者様の健康診断の結果、健康管理に関する相談や保健、福祉サービスに関する相談、夜間・休日の問い合わせなどの対応を行っております。

必要に応じ、専門医療機関へ紹介をいたします。

・明細書発行体制加算

当院では、領収書発行の際、明細書を無料で交付しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へお伝えください。

・一般名処方加算

後発医薬品がある薬については、説明の上、一般名(成分名)で処方する場合があります。

・外来感染対策向上加算

当院では、院内感染防止対策として、必要に応じて以下の取り組みを行っています。

1. 感染管理者である院長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します。
2. 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に、研修会を年2回実施します
3. 感染性の高い疾患（インフルエンザ、コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と導線を分けた診療スペースを確保し対応します。
4. 抗菌薬については厚生労働省のガイダンスに則り、適正に使用いたします
5. 標準感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます。
6. 感染対策に関して基幹病院と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます。

・電子的診療情報連携体制整備加算

当院では、医療DXを通じオンライン資格確認等システム、電子カルテ情報共有サービスにより取得される医療情報等を閲覧・活用できる体制を有しております。

マイナ保険証の利用で患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めていきますので、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

・生活習慣病(Ⅰ)(Ⅱ)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。

年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は令和6年(2024年)6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

この改定に伴い、令和6年(2024年)6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を作成いたします。